

別記第1号様式（第3条第2項関係）

住所移転に関する誓約書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

私は、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付申請するにあたり、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第9条に規定する実績報告書提出までに下記の住所に住民登録を移転することを誓約します。

記

1. 住 所

2. 転入・転居予定日 年 月 日

別記第2号様式（第5条関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付を受けたいので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 （2、3の場合 入居予定 年 月）
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名	
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。） 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。 <div style="text-align: center;">署 名 _____</div>	
私が属する世帯の世帯員の町税等の納付状況を町長が確認することに同意します。 同意しません。 （該当するものに○） ※同意したときは、町税等の納税証明書の写しの提出は必要ありません。	

(交付申請書の添付書類)

【共通】

- 補助対象設備の概要（別記第2号の1様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）
- 貸与料金の算定根拠明細書（別記第2号の2様式）※¹
 - ※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。
- 申請者を含む世帯全員の納税証明書の写し
- 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※²
 - ※2 補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。

【太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置予定図面
- 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

別記第2号の1様式（第5条関係）

補助対象設備の概要

1 太陽光発電システム

製造者名		
型式名		
発電出力 (kW)		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名		
品名番号 (発電ユニット)		
品名番号 (貯湯ユニット)		
発電出力 (kW)		
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		
蓄電容量 (kWh)		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり (新設・既設) ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ		<input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

別記第2号の2様式（第5条関係）

貸与料金の算定根拠明細書

多古町長 様

リース事業者 住 所
名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号

リース先 住 所
氏 名
電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		多古町 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 多古町補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

別記第3号様式（第6条関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付(不交付)決定通知書

多古町指令第 号
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで申請のあった多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付（不交付）

交付決定額	円
(内訳) 太陽光発電システム	円
家庭用燃料電池システム	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
電気自動車	円
プラグインハイブリッド自動車	円
V2H充放電設備	円

2 交付の条件（不交付の理由）

別記第4号様式（第7条第1項関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け、多古町指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

別記第5号様式（第7条第2項関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書

多古町指令第 号
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで申請のあった補助対象設備の変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

承認による交付決定額	円
（内訳） 太陽光発電システム	円
家庭用燃料電池システム	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
電気自動車	円
プラグインハイブリッド自動車	円
V2H充放電設備	円

2 交付の条件（不承認の理由）

別記第6号様式（第8条関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書

年 月 日

多古町長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け、多古町指令第 号をもって補助金の交付決定のあった多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記の理由により取り下げたいので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
- | | | |
|------|------------------|---|
| (内訳) | 太陽光発電システム | 円 |
| | 家庭用燃料電池システム | 円 |
| | 定置用リチウムイオン蓄電システム | 円 |
| | 電気自動車 | 円 |
| | プラグインハイブリッド自動車 | 円 |
| | V2H充放電設備 | 円 |
- 2 取下げの理由

別記第7号様式（第9条関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書

年 月 日

多古町長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け、多古町指令第 号をもって多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては自動車検査証の登録日	年 月 日
私の住民登録について、町長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意したときは、添付書類のうち住民票の写しの提出は必要ありません。	

下記を確認し、該当するものに☑

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては新車）である。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。 |

（実績報告書の添付書類）

【共通】

- 補助対象設備の概要（別記第7号の1様式）
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し※1

※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 住民票の写し
- その他町長が必要と認める書類

【太陽光発電システム】

- 電気事業者との特定契約締結を証する書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表4「定置用リチウムイオン蓄電システム」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が要綱別表4「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類
- 自動車検査証記録事項の写し
- 要綱別表第5において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

【V2H充放電設備】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表2「V2H充放電設備」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

別記第7号の1様式（第9条関係）

補助対象設備の概要

1 太陽光発電システム

製造者名		
型式名		
発電出力 (kW)		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名		
品名番号 (発電ユニット)		
品名番号 (貯湯ユニット)		
製造番号		
発電出力 (kW)		
工事完了日		年 月 日
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		
製造番号		
蓄電容量 (kWh)		
工事完了日		年 月 日
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり (新設・既設) ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ		<input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して受けるものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
工事完了日		年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

別記第8号様式（第10条関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書

多古町達第 号
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象設備の設置に係る補助金については、下記のとおり確定したので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

2 協力の義務

補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければなりません。

別記第9号様式（第11条関係）

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け、多古町達第 号をもって確定通知のあった多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金について、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行	本店
	信用金庫	
	信用組合	支所
	農協	
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

別記第 10 号様式 (第 12 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書

多古町指令第 号
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付け、多古町指令第 号をもって交付決定した多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記のとおりその全部 (一部) を取消したので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消した補助金の額 _____ 円

2 取消し後の補助金額 _____ 円

3 取消し理由

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金返還請求通知書

年 月 日

様

多古町長 印

年 月 日付け 第 号をもって既に交付した多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金について、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第 13 条第 2 項に規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 既交付額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限日 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還理由

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に町長に異議申し立てをすることができます。
 - 2 この決定の取消を求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に多古町を被告として (町長が被告の代表者となります。) 提起することができます。
- なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消を求める訴えを提起することができなくなります。

別記第 13 号様式 (第 16 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金
設備処分承認 (不承認) 通知書

多古町指令第 号
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認 (不承認) としたので、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認 (不承認)

2 承認の条件 (不承認の理由)

3 納付額 円

(財産を処分することにより収入があった場合)